

鳥取大学

ワンダーフォーゲル部

部規約

山小屋規則

使用規則

(平成二十二年二月十二日)

鳥取大学ワンダーフオーゲル部規約

(平成二十二年二月十二日改正)

第一章

第一条

当部は米子医学部を除く鳥取大学の各学生自治会に所属し、鳥取大学ワンダーフオーゲル部と称し、鳥取市湖山町南四丁目一〇一、鳥取大学内に置く。

第二条

当部は山及び観光名所をワンデリングすることにより体力を養い、共同生活及び自己の人間形成を養うと同時に名所、旧跡、風俗等を学びとすることを目的とし、この目的に対して積極的に賛意を示しかつ活動する鳥取大学生により形成される。

第三条

前条の目的を達成するために次の事を行う。

- 一、長期休暇中における合宿
- 二、錬成ワンデリング
- 三、トレーニング
- 四、(削除)
- 五、部誌及び他の機関紙の発行
- 六、その他

第二章

第四条

入部希望者は所定の手続きを行い、幹部会の承認を得なければならない。

第五条

部員は部費及び遭難事故対策費を納入しなければならない。

第六条

部員は部活動に対して積極的に参加し、部会に出席しなければならない。

第七条 部員は部の名誉を守り、部員として恥ずかしくない生活を送らなければならぬ。

第八条 幹部会は次の事項に該当する部員に対して強制退部処分を行うことが出来る。

- 一、部の名誉を傷つけた者
- 二、当部の活動、運営に障害となる者
- 三、部活動を怠る者
- 四、部費を一年以上滞納した者

第九条 退部または休部する時には次の手続きをしなければならない。

- 一、部長に退部又は休部願いを提出する。
- 二、部長は部会においてその旨を報告する。

第三章

第十条 部会は当部最高決議機関とし、部員はこれに出席しなければならない。

第十一条 部会は月に一回以上開く。

第十二条 部会は次の事を決議する。

- 一、幹部会の決議事項
- 二、その他の事項

第十三条 任期末年一度総会を開かなければならない。総会では次の事を決定しななければならない。

- 一、会計報告。但し、幹部会外の代表二名が会計監査を行う。
- 二、時期幹部会員の選出

第十四条 部会、総会に関する事項

- 一、部会は全部員の二分の一以上、総会は部員の三分の二以上を必要とする。
- 二、部会での承認は、全部員の二分の一以上、総会での承認は、全部員の三分の二以上を必要とする。
- 三、議長は部内から選出する。

第四章

第十五条 幹部会は当部の運営機関であり、その構成部員は部長、副部长、主務、会計及び、渉外よりなり、任期は一月一日より、十二月三十一日までとする。

第十六条 幹部会は次の事を行う。

- 一、行事の企画及び運営
- 二、八条における部員の処分
- 三、部室の管理、ゴミの処分問題等
- 四、その他

第十七条 幹部会は必要に応じて開かなければならない。

第五章

第十八条 当部は次の係を置くことが出来る。

装備係、食糧係、トレーニング係、医療係、気象係、記録係。

第十九条

顧問は本学教官に受け持っていたくものとする。任期は定めない。また顧問は部活動に対して助言、参加出来るものとする。

第二十条

部長は当部を代表し、幹部会及び部会を主催し、かつ部活動における最高責任者とする。

第二十一条

副部長は部長を補佐し、第十八条における各係の統括を行う。

第二十二条

主務は部内の庶務を行うものとする。

第二十三条

渉外は学内外を問わず渉外事務を行うものとする。

第二十四条

会計は、会計に関する一切の管理、事務を行い、総会において会計報告を行わなければならない。

第二十五条

装備係は、装備の購入、管理、研究を行わなければならない。

第二十六条

食糧係は、食糧に関する研究及び食糧計画の助言を行わなければならない。

第二十七条

トレーニング係は、トレーニング方法の研究及び、トレーニングにおける監督を行わなければならない。

第二十八条

医療係は、医療に関する知識の習得及び部員の医療知識の向上を図り、医療品の管理を行わなければならない。

第二十九条 気象係は気象に関する知識の習得及び部員の気象知識の向上を図らなければならない。

第三十条 記録係は、各種記録の収集、整理、管理を行わなければならない。

第三十一条 (削除)

第六章

第三十二条 幹部会員は原則として立候補とし、定員の場合は信任、定員以上の時は選挙を行わなければならない。

第三十三条 次期幹部会員に立候補する者は、その旨を幹部会に報告しなければならない。

第三十四条 幹部会は次期選挙における一切を行わなければならない。

第七章

第三十五条 当部の収入は、入部金、部費、その他よりなり、会計年度は総会より次期総会までとする。

第三十六条 入部金は、一千元とし、入部と同時に払わなければならない。

第三十七条 部費は月に七百円とし、これを四月、七月、十月、一月の四回に分けて二千百円ずつ支払わなければならない。

第三十八条 遭難事故対策費は年間一千円とし、部活動の万一の遭難、事故に備え、またそれら当事者の金銭的負担を軽減するものとする。
この対策費の運用は幹部会が行う。

第三十九条 中四国学生ワンダーフォーゲル連盟規約の定めるところにより事故資金として毎年一千円を支払わなければならない。

第七章

第四十条 本則を円滑に行うために細則を設けることが出来る。細則は幹部会により決定及び改正することが出来る。但し、部会承認を必要とする。

第四十一条 本則の改正は部会において全部員の三分の二以上の承認を得て改正することが出来る。

山小屋使用規定

(平成二十二年二月十二日改正)

山小屋を使用出来る者は次の通りとする。

- ・ 部員
- ・ OB
- ・ 糸白見地区の人
- ・ 山小屋責任者が許した者

山小屋使用希望者は、山小屋責任者に使用先日までに届け出て許可を受け、鍵を受け取り使用後は速やかに鍵を山小屋責任者に返却しなければならない。

使用責任者は、鍵の返却時に使用状況の報告をすること。

山小屋を使用する者は、本規定ならびに注意事項を厳守しなければならない。

鳥取大学ワンダーフォーゲル部山小屋規則

(平成二十二年二月十二日改正)

山小屋は、部員及び、部員とOBとの交流、地域との交流を深め、東部中国山地の自然とのふれあいを通してワンダーフォーゲル精神を追及していくための拠点とする。

第一条 山小屋を鳥取大学ワンダーフォーゲル部旅鳥小屋と称する。

第二条 山小屋は鳥取大学ワンダーフォーゲル部が所有し、山小屋責任者が管理・運営し、その責任を負う。

第三条 (削除)

第四条 (削除)

第五条 (削除)

第六条 山小屋に関する会計は独立会計とし、山小屋責任者がこの事務にあたる。

第七条 山小屋責任者は、山小屋に関して以下の事を行う。

- 一、山小屋の設備の維持管理及び運営
- 二、山小屋会計の総会における報告、但し山小屋責任者以外の代表二名が会計監査を行う。

第八条

山小屋規則、使用規定の制定・改廃は、山小屋責任者が発議し、部会での承認を必要とする。

第九条

山小屋責任者は必要に応じて補佐役を置くことができる。

付則

(削除)